

令和4年3月8日

町立小・中学校保護者様

伊奈町教育委員会教育長

まん延防止等重点措置期間再延長に伴う町立小・中学校の対応について

早春の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動及び新型コロナウイルス感染症対策への多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和4年1月19日に国から発出されたまん延防止等重点措置（2月10日期間延長）については、陽性者の減少が鈍化していることや医療体制のひっ迫を招きかねない状況が続いていることから、令和4年3月4日に国において同措置の期間再延長が決定されました。

これに基づき、埼玉県では、同日、新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応」が決定されました。

伊奈町においても、県立学校における教育活動の対応と同様に、「感染防止を第一としつつ、対策を徹底し、最大限可能な範囲の教育活動を継続」することを基本方針としており、各町立小・中学校におきましても、この基本方針を踏まえ、下記のとおり引き続き徹底した感染防止対策を講じながら、学校運営を継続してまいります。

保護者の皆様には、何卒、御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 学習活動における感染対策について

(1) 感染リスクが高い学習活動について

以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行いません。

- | |
|---|
| <p>各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられます（①～④は特にリスクの高いもの）。</p> <ul style="list-style-type: none">① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」 |
|---|

- ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥ 図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に取り扱います。

2 学校行事について

各学校行事を実施する際は、感染防止対策を踏まえ、行事の内容や開催方法等について工夫しながら実施します。

(1) 修学旅行等の校外行事について

修学旅行や遠足等の校外行事は、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、延期又は中止を含めて実施の可否を慎重に判断します。

(2) 卒業式及び入学式等について

原則として児童生徒及び教職員で実施します。ただし、各学校の実情に応じ、身体的距離が確保できる場合には、保護者の参加も可能とします。その際は、児童生徒一人につき保護者1名までとします。座席については、学校の指示のようにお願いします。

また、式後の集まりや会食等の自粛をお願いします。

(3) 修了式及び始業式等について

複数の学年の児童生徒が一堂に集まって行う場合は、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底します。

3 部活動について

部活動を実施する場合は、以下のとおりとします

< 3月7日（月）から21日（月）まで >

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
週4日以内 (平日のみ)	2時間以内	禁止	禁止

(1) 必要に応じて活動時間や活動内容の見直しを行い、事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行いません。

(2) 活動に際しては、生徒や保護者への連絡等を確実にを行い、感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えます。(参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行いません。)

- (3) 更衣場面、休憩場面、活動前後、下校時等における感染防止対策を徹底します。
- (4) 全国大会や関東大会（その予選会を含む）、県内公式大会及びコンクール（定期演奏会を含む）に出場する場合は、大会開催初日の14日前から「伊奈町立中学校に係る部活動の方針」に基づく活動をします。
ただし、他校との合同練習や練習試合は行いません。

<3月22日（火）から（学年末休業・春季休業期間中を含む）>※予定

- (1) 「伊奈町立中学校に係る部活動の方針」に基づく活動とします。（土日いずれか1日も可とします。）
- (2) 各種大会やコンクールへの参加についても、町方針に基づいた参加を可能とし、感染拡大状況や大会ごとの感染防止対策等を確認した上で適切に判断します。
- (3) 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会（コンクール）等に出場するために大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみとし、目的地の状況や感染防止対策等踏まえ、実施の可否を判断します。
- (4) 練習試合等は自校を含めて2校までとします。その際、県境をまたいでの活動については、慎重に判断します。

4 学校外での感染防止について

長期休業期間（学年末休業及び春季休業期間）を含めて、家庭や学校外での感染防止を図るため、次の内容について、御理解、御指導をお願いします。

- ア 規則正しい生活習慣の徹底
- イ 基本的な感染防止対策の徹底
- ウ 日々の健康観察の徹底
- エ 児童生徒が陽性者や濃厚接触者となった際の学校への報告の徹底

伊奈町教育委員会学校教育課

TEL：721-2111